平成２４年（フ）第２号
兵庫県豊岡市江本124番地
債務者　永川　正雄
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　武之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月27日午後４時20分
5　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１９４０号
仙台市宮城野区萩野町１丁目14番地の11　セザール第二宮城野原205
債務者　田結庄斗空馬
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大嶽　友和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２６号
宮城県亘理郡亘理町字裏城戸198番地１　５号棟
債務者　藤村　　充
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　満彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月20日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０４号
仙台市太白区秋保町湯向20―14　エム・ハイツ202、住民票上の住所神奈川県厚木市戸室１丁目16番３号
債務者　佐名木正代
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　水穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月20日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地２―５―207
債務者　宮坂　玉子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松平　幹生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月13日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８６３３号
大阪府吹田市佐竹台３丁目７番７号
債務者　赤木　康介
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６３４号
神戸市垂水区舞子台７丁目１番１―1004号、前住所大阪府吹田市佐竹台３丁目７番７号
債務者　赤木　圭介
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５４７７号
大阪府門真市大字三ツ島698番地の22
債務者　佐々木昭雄
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１５７号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目７番16―209号
債務者　小林幸一郎（旧姓豊岡・外川）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８６５号
大阪市北区西天満６丁目６番17号　ＣＯＭＦＯＲＴ大北601号室
債務者　遠藤　泰介
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９１５号
大阪市東淀川区東中島１丁目９番27―405号、事業所所在地和歌山県海南市名高533―15まつやビル２Ｆ
債務者　カラオケミュージックスこと　杉山　和彦
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９５２号
大阪府寝屋川市上神田２丁目14番１号、住民票上の住所大阪府東大阪市善根寺町４丁目３番７号
債務者　上原　勝秀（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９５３号
大阪市西淀川区姫里２丁目６番６号　オリンピヤコープＢ棟205号室
債務者　濵田　亮一
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９５４号
大阪市西淀川区姫里２丁目６番６号　オリンピヤコープＢ棟205号室
債務者　濵田　光希（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９９３号
大阪市生野区巽中２丁目12番23号、事業所所在地大阪市生野区巽中２丁目12番23号
債務者　松本土木こと松本敏和こと　金　　錫元
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０４１号
大阪市東淀川区下新庄４丁目24番９号
債務者　木原　幸一
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０５１号
大阪市住吉区長居４丁目２番８号　メゾン・ド・やまと102号
債務者　籠谷　　縁（旧姓川端）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部